

議案第107号

つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び同公平委員会規約の変更について

令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合が解散することに伴い、つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから新治地方広域事務組合を削り、同公平委員会規約を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約

つくば市等公平委員会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる市等」を「掲げる市」に、「関係市等」を「関係市」に改め、同条第4号を削る。

第6条第1項中「関係市等」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合が解散することに伴い、つくば

市等公平委員会規約の変更が必要となるため、提出するものである。

つくば市等公平委員会規約（昭和40年規約）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる市（以下「<u>関係市</u>」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>(1) つくば市</p> <p>(2) かすみがうら市</p> <p>(3) つくばみらい市</p> <p>第2条—第5条 （略）</p> <p>(経費)</p> <p>第6条 公平委員会の設置及び運営に要するすべての費用は、<u>関係市</u>が負担するものとし、その負担額は、<u>関係市</u>の長が協議して定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 （以下略）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる市等（以下「<u>関係市等</u>」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>(1) つくば市</p> <p>(2) かすみがうら市</p> <p>(3) つくばみらい市</p> <p>(4) <u>新治地方広域事務組合</u></p> <p>第2条—第5条 （略）</p> <p>(経費)</p> <p>第6条 公平委員会の設置及び運営に要するすべての費用は、<u>関係市等</u>が負担するものとし、その負担額は、<u>関係市等</u>の長が協議して定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>第7条 （以下略）</p>